

# 農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する計画

寄居町

## 1 促進計画の区域

別紙図面に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 旧用土村地域

#### (1) 現況

本地域は、北武蔵土地改良区をはじめとする農業用水やため池による豊富な水資源を活用した稲作地帯が広がるとともに、果樹苗等の植木生産や酪農など農業全般において盛んな地域であり、多様な農業経営が育まれている。このような農業生産の基礎となる農地や水路、農道の整備や保全等の活動が地域において現在も行われているが、今後も継続することが重要となっている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の發揮の促進を継続させていくこととする。

### 2. 旧寄居町（桜沢・寄居・末野地区）地域

#### (1) 現況

本地域は、豊富な水資源を活用した稲作や露地野菜等の栽培が盛んな地域で、こうした農業生産の基礎となる農地やため池、水路を維持管理する環境保全活動が現在も活発に行われている。持続的かつ安定的な営農のため、今後も農地や水利施設の環境保全活動を続けていくことが重要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することで、環境保全活動を継続し、多面的機能の發揮の促進を図ることとする。

### 3. 旧寄居町（金尾・風布地区）、旧折原村地域

#### (1) 現況

本地域は、平地から秩父山地の傾斜地へと続く中山間地域で、傾斜地では特産品の梅やみかんの栽培、緩傾斜地ではネギや露地野菜等の畑作が行われている。

また、この地域は中間農業地域に指定されており、平地と比べて生産条件の格差が大きいことから、これらを補う取り組みや環境の保全が重要となっている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業を推進することで、中山間地域特有の環境保全及び農地の多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

#### 4. 旧鉢形村地域

##### (1) 現況

本地域は、関東平野から続く平地が広がり、河川やため池による豊富な水資源を活用した稻作や露地野菜等の畑作などの近郊農業が盛んである。このため農業生産の基礎となる農地や水路、農道等環境の保全や整備が重要となっている。

##### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

#### 5. 旧男衾村地域

##### (1) 現況

本地域は、ため池等の水資源を利用した稻作や露地野菜・施設野菜の栽培などが盛んで、集落営農等の団体営農業も行われており、近郊農業を担っている。このような農業生産の基礎となる農地や水路、農道の整備や環境保全活動が地域において活発に行われているが、この活動を今後も継続していくことが重要となっている。

また、近年は有機農法を取り入れた営農が開始され、環境に配慮した農業生産の機運が高まりつつある。

##### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ると共に、同項第3号に掲げる事業により、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式を推進することとする。

### 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
① 旧用土村地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
② 旧寄居町（桜沢・寄居・末野地区）地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
③ 旧寄居町（金尾・風布地区）、旧折原村地域	法第3条第3項第1号及び同項第2号に掲げる事業
④ 旧鉢形村地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業

1	旧男衾村地域	法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業
---	--------	-------------------------

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については別紙のとおりとする。